

【表紙】

| | |
|--|---|
| 【提出書類】 | 訂正有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2026年4月8日提出 |
| 【発行者名】 | 三井住友D S アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 荻原 亘 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区虎ノ門一丁目17番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 竹本 政司 |
| 【電話番号】 | 03-6205-0265 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】 | 日本株厳選ファンド・円コース 日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース 日本株厳選ファンド・米ドルコース |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】 | 日本株厳選ファンド・円コース 2兆5,000億円を上限とします。 日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース 2兆5,000億円を上限とします。 日本株厳選ファンド・米ドルコース 2兆5,000億円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年1月7日付をもって提出しました有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、2026年4月10日にて「日本株厳選ファンド・豪ドルコース」、「日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース」、「日本株厳選ファンド・メキシコペソコース」および「日本株厳選ファンド・トルコリラコース」の信託を終了(満期償還)することに伴う訂正、その他訂正すべき事項があるため、本訂正届出書により訂正を行うものです。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

<訂正前>

日本株厳選ファンド・円コース
日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース
日本株厳選ファンド・豪ドルコース
日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース
日本株厳選ファンド・米ドルコース
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース
日本株厳選ファンド・トルコリラコース

以下、上記ファンドを総称して「日本株厳選ファンド」、「各コース」または「当ファンド」ということがあり、それぞれを「各ファンド」ということがあります。

また、各ファンドを以下の略称でいうことがあります。

日本株厳選ファンド・円コース：円コース
日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース：ブラジルリアルコース
日本株厳選ファンド・豪ドルコース：豪ドルコース
日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース：アジア3通貨コース
日本株厳選ファンド・米ドルコース：米ドルコース
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース：メキシコペソコース
日本株厳選ファンド・トルコリラコース：トルコリラコース

<訂正後>

日本株厳選ファンド・円コース
日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース
日本株厳選ファンド・米ドルコース

以下、上記ファンドを総称して「日本株厳選ファンド」、「各コース」または「当ファンド」ということがあり、それぞれを「各ファンド」ということがあります。

また、各ファンドを以下の略称でいうことがあります。

日本株厳選ファンド・円コース：円コース
日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース：ブラジルリアルコース
日本株厳選ファンド・米ドルコース：米ドルコース

(4)【発行(売出)価格】

<訂正前>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます(基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。)。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「円コース」は「日株厳選円」、「ブラジルリアルコース」は「日株厳選ブ」、「豪ドルコース」は「日株厳選豪」、「アジア3通貨コース」は「日株厳選3通」、「米ドルコース」は「日株厳選米」、「メキシコペソコース」は「日株厳選メ」、「トルコリラコース」は「日株厳選ト」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | コールセンター | ホームページ |
|-----------------------|--------------|---|
| 三井住友D Sアセットマネジメント株式会社 | 0120-88-2976 | https://www.smd-am.co.jp |

お問い合わせは、午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

<訂正後>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます(基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。)

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「円コース」は「日株厳選円」、「ブラジルリアルコース」は「日株厳選ブ」、「米ドルコース」は「日株厳選米」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | コールセンター | ホームページ |
|-----------------------|--------------|---|
| 三井住友D Sアセットマネジメント株式会社 | 0120-88-2976 | https://www.smd-am.co.jp |

お問い合わせは、午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

(7)【申込期間】

<訂正前>

[円コース/ブラジルリアルコース/米ドルコース]

2026年1月8日から2026年7月7日まで

__申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

[豪ドルコース/アジア3通貨コース/メキシコペソコース/トルコリラコース]

2026年1月8日から2026年4月8日まで

信託期間が2026年4月10日までのため、申込期間は更新されません。

お申込みに際しては、償還(信託期間終了日)まで期間が短いことにご留意ください。

<訂正後>

2026年1月8日から2026年7月7日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(12)【その他】

<訂正前>

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ スイッチング

販売会社によっては、「スイッチング」(ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること)による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。

豪ドルコース、アジア3通貨コース、メキシコペソコースおよびトルコリラコースは2026年4月10日をもって信託を終了(満期償還)するため、お申込みに際しては、償還まで期間が短いことにご留意ください。

ニ お申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません(また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。)

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・英国証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

ホ クーリング・オフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用
ありません。

ヘ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考：投資信託振替制度)

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます(原則として受益証券を保有することはできません。)
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

<訂正後>

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ スイッチング

販売会社によっては、「スイッチング」(ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること)による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。

ニ お申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません(また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。)

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・英国証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

ホ クーリング・オフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用
ありません。

ヘ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考：投資信託振替制度)

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます(原則として受益証券を保有することはできません。)
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。

- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

ファンドの目的

[円コース]

当ファンドは、わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。

[ブラジルリアルコース、米ドルコース]

当ファンドは、わが国の株式を実質的な主要投資対象とするとともに、為替取引を行うことで信託財産の成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額

信託金の限度額は、各ファンド5,000億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人資産運用業協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型 | 国内 | 株式 |
| | 海外 | 債券 |
| 追加型 | 内外 | 不動産投信 |
| | | その他資産 () |
| | | 資産複合 |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<属性区分表>

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
|--------|------|--------|------|
|--------|------|--------|------|

| | | | |
|---|--------------|-------------|-----------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル | ファミリーファンド |
| | 年2回 | 日本 | |
| | 年4回 | 北米 | |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年6回 (隔月) | 欧州 | |
| | 年12回 (毎月) | アジア | |
| | 日々 | オセアニア | |
| 不動産投信 | その他 () | 中南米 | |
| その他資産 (投資信託証券 (株式 一般)) | | アフリカ | |
| | | 中近東 (中東) | |
| 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型 | | エマージング | |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類および属性区分は、一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。

商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人資産運用業協会のホームページ (<https://www.imaj.or.jp/>) でもご覧頂けます。

一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」

商品分類表定義

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信... 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外... 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産(収益の源泉)による区分

- (1) 株式... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)...

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (4) その他資産... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合... 目論見書または投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF (マネー・マネージメント・ファンド)...
「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF (マネー・リザーブ・ファンド)...
「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF... 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

5. 補足分類

- (1) インデックス型... 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型... 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

属性区分表定義

1. 投資対象資産による属性区分

- (1) 株式
- 一般... 次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- 大型株... 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- 中小型株... 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券
- 一般... 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- 公債... 目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 社債... 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- その他債券... 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- 格付等クレジットによる属性...

目論見書または投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信... これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産... 組み入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合... 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型... 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型... 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回... 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回... 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回... 目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)... 目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)... 目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々... 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他... 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド... 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ... 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり... 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし... 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型... 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型... 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型 / 絶対収益追求型...

目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型... 目論見書または投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（2）【ファンドの沿革】

<更新後>

| | |
|------------|---|
| 2011年4月26日 | 「日本株厳選ファンド・円コース」、「日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース」、「日本株厳選ファンド・豪ドルコース」、「日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース」の信託契約締結、設定、運用開始 |
| 2013年7月26日 | 「日本株厳選ファンド・米ドルコース」、「日本株厳選ファンド・メキシコペソコース」、「日本株厳選ファンド・トルコリラコース」の信託契約締結、設定、運用開始 |
| 2019年4月1日 | ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友D Sアセットマネジメント株式会社へ承継 |
| 2020年7月11日 | 信託期間の終了日を2021年4月12日から2026年4月10日に変更 |

- 2025年1月8日 「日本株厳選ファンド・円コース」、「日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース」、「日本株厳選ファンド・米ドルコース」の信託期間の終了日を2026年4月10日から2029年4月10日に変更
- 2026年4月10日 「日本株厳選ファンド・豪ドルコース」、「日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース」、「日本株厳選ファンド・メキシコペソコース」および「日本株厳選ファンド・トルコリラコース」の信託の終了

(3)【ファンドの仕組み】

<更新後>

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友D Sアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の作成等を行います。

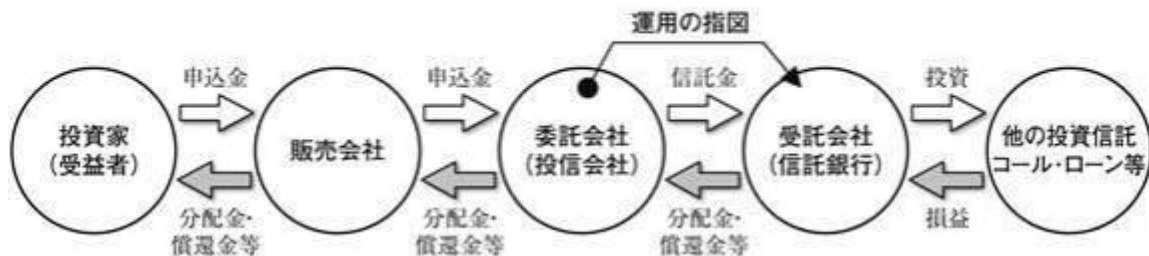
(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問いません。)に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20億円(2026年1月30日現在)

(ロ) 会社の沿革

- 1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立
- 1987年2月20日 証券投資顧問業の登録
- 1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可
- 1999年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
- 1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
- 2000年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得
- 2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に商号変更

(八) 大株主の状況

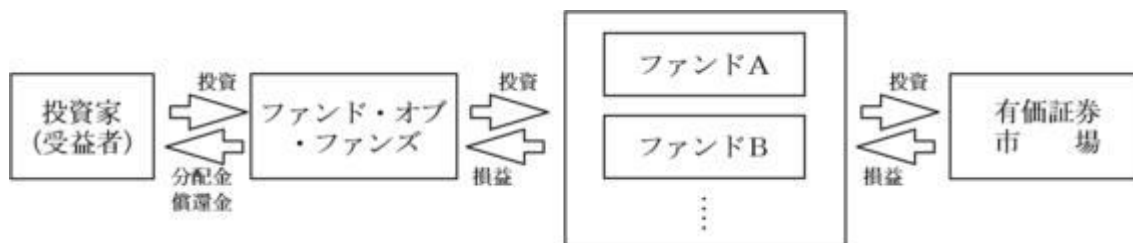
(2026年1月30日現在)

| 名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 比率(%) |
|---------------------|---------------------|------------|-------|
| 株式会社三井住友フィナンシャルグループ | 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 | 16,977,897 | 50.1 |
| 株式会社大和証券グループ本社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 7,946,406 | 23.5 |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地 | 5,080,509 | 15.0 |
| 住友生命保険相互会社 | 大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号 | 3,528,000 | 10.4 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 | 337,248 | 1.0 |

八 ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

<更新後>

主にわが国の株式を主要投資対象とする（ ）を主要投資対象とします。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンド受益証券へも投資を行います。

(注)上記の（ ）は、以下の各々の場合において、次の通り読みかえるものとします。

| | |
|------------|--|
| 円コース | 「Japan Value Equity Concentrated Fund JPY Class」受益証券 |
| ブラジルリアルコース | 「Japan Value Equity Concentrated Fund BRL Class」受益証券 |
| 米ドルコース | 「Japan Value Equity Concentrated Fund USD Class」受益証券 |

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの特色



1

主としてわが国の株式の中から、割安と判断される魅力的な銘柄に厳選して投資することで、信託財産の成長を目指します。

- ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。
- 主として円建ての外国投資信託証券「ジャパン・バリュー・エクイティ・コンセントレイティッド・ファンド」への投資を通じて、わが国の株式に実質的に投資します。また、親投資信託である「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」を通じて、円建ての公社債等へ実質的に投資します。

2

円コースおよび為替取引を活用する2つの通貨コースによる3本のファンドから構成されています。

- 円コース、ブラジルリアルコース、米ドルコースの3本のファンドから構成されています。
- ブラジルリアルコース、米ドルコースで投資を行う外国投資信託証券においては、わが国の株式に投資を行うとともに、円売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。これにより主に通貨間の金利差要因による「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益) / コスト(金利差相当分の費用)*」、為替変動要因による「為替差益 / 差損」が生じます。
*詳しくは、後掲「為替取引によるプレミアム / コストについて」をご参照ください。

- 各コース間でスイッチングが可能です。

※日本株厳選ファンドについては、今後新たなファンドが追加されることがあります。

※販売会社によっては、スイッチングのお取扱いがない場合があります。

※日本株厳選ファンドのファンドのお取扱いおよびスイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

3

毎月の決算時に分配を目指します。

- 決算日は毎月10日(休業日の場合は翌営業日)とします。
- 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

▶ 分配のイメージ



※上記は分配のイメージであり、今後の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



* スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(UK)リミテッドは、三井住友DSアセットマネジメント(委託会社)に日本株の運用を一任します。同社は委託会社の子会社(100%出資)です。

※「ジャパン・バリュー・エクイティ・コンセントレイティッド・ファンド」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、わが国の割安株式等となります。

ジャパン・バリュー・エクイティ・コンセントレイティッド・ファンドの各クラスにおいて、組入れ資産の円建て資産に対して以下の為替取引を行います。

| クラス | 為替取引 |
|-----------|---------------------------------------|
| JPY Class | 為替取引は行いません。 |
| BRL Class | 原則として保有する円建て資産に対し、円売り、ブラジルリアル買いを行います。 |
| USD Class | 原則として保有する円建て資産に対し、円売り、米ドル買いを行います。 |

(注1) 外国投資信託証券で行われる為替取引には、円と各取引対象通貨の為替変動リスクがあります。

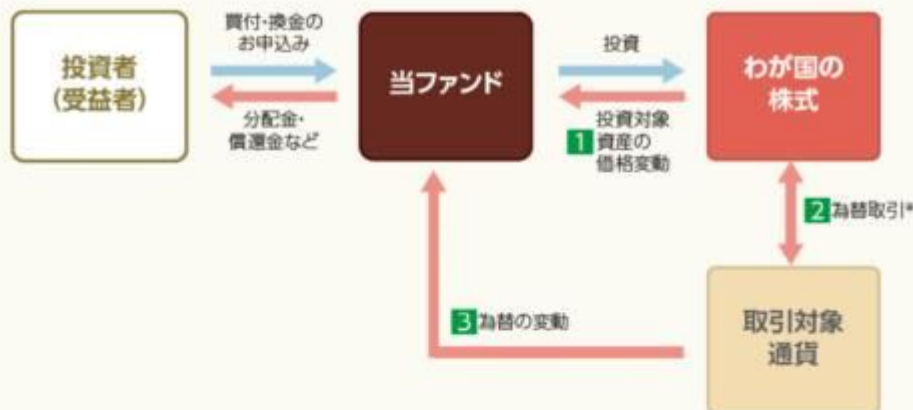
(注2) 為替取引にあたっては、為替予約取引の代わりにNDF(直物為替先渡取引)を利用する場合があります。

●日本株厳選ファンドについては、今後新たなファンドが追加されることがあります。

●日本株厳選ファンドのファンドのお取扱いおよびスイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

- 当ファンドは主にわが国の株式への投資に加えて、為替取引を活用して運用を行うよう設計された通貨選択型の投資信託です。



※円コースでは為替取引は行いません。ブラジルレアルコースおよび米ドルコースでは、取引対象通貨の対円での為替変動リスクが発生しますのでご注意ください。

- 当ファンドの収益の源泉は、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益の源泉には、リターンに相応したリスクがあります。下表の「損失やコストが発生するケース」をよくご確認ください。

| 収益の源泉 | 収益を得られるケース | 損失やコストが発生するケース |
|--|---|---|
| 1 わが国の株式の 配当収入、値上がり/ 値下がり | 株価上昇 企業利益の増加 財務状況の改善 など | 株価下落 企業利益の減少 財務状況の悪化 など |
| 2 為替取引による プレミアム/コスト ^(注) | プレミアム(金利差相当分の収益)の発生 取引対象通貨の短期金利 > 円の短期金利 | コスト(金利差相当分の費用)の発生 取引対象通貨の短期金利 < 円の短期金利 |
| 3 為替差益/差損 ^(注) | 為替差益の発生 取引対象通貨に対して円安 | 為替差損の発生 取引対象通貨に対して円高 |

(注)円コースでは為替取引を行わないため、円コースにおける収益の源泉は「わが国の株式の配当収入、値上がり/値下がり」となります。

※過去の事実から見た一般的な傾向を表したものであり、上記のとおりにならない場合があります。

外国投資信託証券の運用について

[スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント (UK) リミテッドの概要]

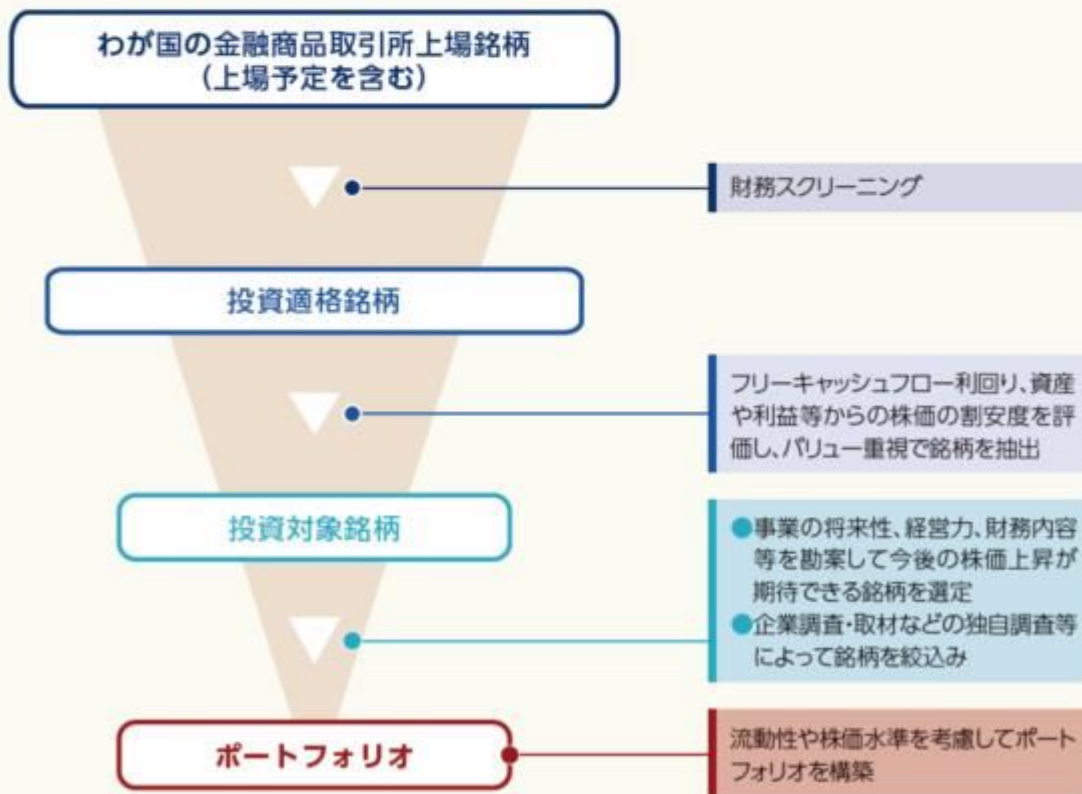
| | |
|--------|-----------------------------|
| 設 立 | 1982年8月25日 |
| 運用チーム | 運用専門職は11名 平均運用経験年数は11.6年 |
| 拠 点 | 英国 |
| 運用資産残高 | 約1兆2,300億円 |

(注) 2025年10月末現在

(出所) スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント (UK) リミテッドの情報を基に委託会社作成

[日本株式の運用プロセス]

■ 投資対象とする外国投資信託の日本株式の運用は、スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント (UK) リミテッドからの一任を受け、委託会社の運用部 パリュウグループが行います。



※上記の運用プロセスは2025年10月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

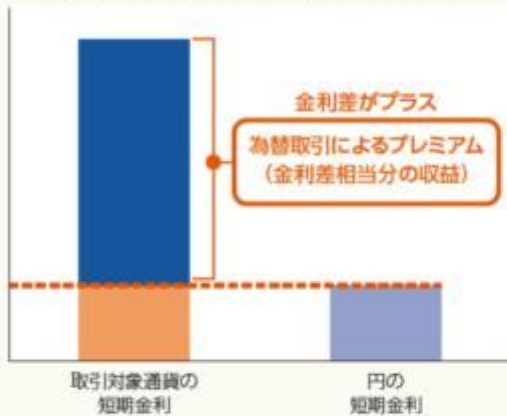
※運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。

<運用担当者に係る事項>https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org_structure01.pdf

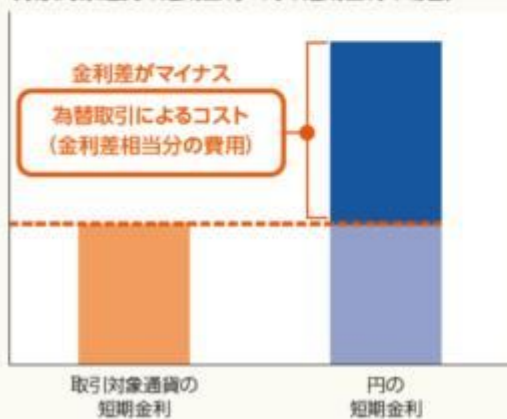
為替取引によるプレミアム／コストについて

▶ 為替取引を活用した収益機会のイメージ

[取引対象通貨の短期金利>円の短期金利の場合]



[取引対象通貨の短期金利<円の短期金利の場合]



■一般的に、円を売って円より高い金利の通貨を買う為替取引を行った場合、2通貨間の金利差を為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）として実質的に受け取ることが期待できます。反対に、円を売って円より低い金利の通貨を買う為替取引を行った場合は、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）が生じます。また、取引対象通貨の為替変動リスク等がともないます。

■主要投資対象の外国投資信託証券では、為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF（直物為替先渡取引）等により為替取引が行われます。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）／コスト（金利差相当分の費用）は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。



NDF（ノン・デリバラブル・フォワード）とは
国外に資本が流出することを規制している等の状況下にある国の通貨の為替取引を行う場合に利用する為替先渡取引の一種で、当該通貨を用いた受渡しを行わず、主要通貨による差金決済のみとする条件で行う取引をいいます。

分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

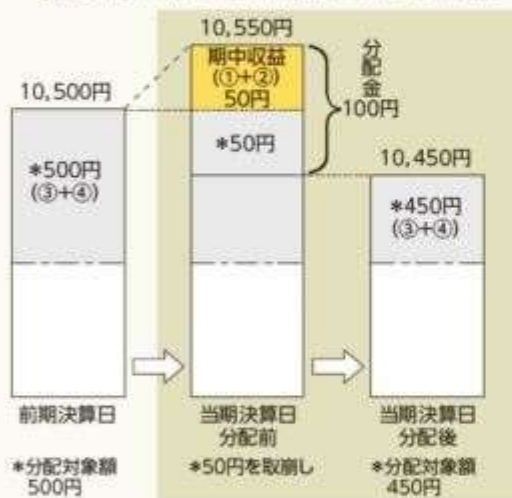


■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

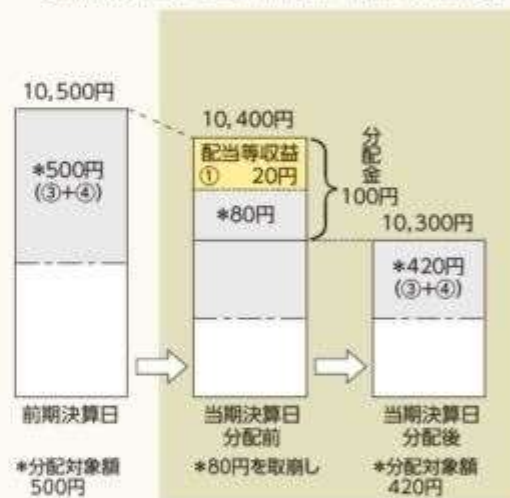
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

〔前期決算日から基準価額が上昇した場合〕



〔前期決算日から基準価額が下落した場合〕

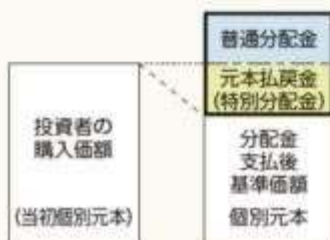


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

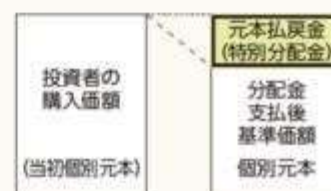
■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

〔分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

〔分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合〕



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(2) 【投資対象】

<更新後>

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ．有価証券
 - ロ．金銭債権
 - ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
- イ．為替手形

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として（ ）および三井住友D Sアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたキャッシュ・マネジメント・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- 4．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 5．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、3の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、4および5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(注)上記の（ ）は、以下の各々の場合において、次の通り読みかえるものとします。

| | |
|------------|--|
| 円コース | 「Japan Value Equity Concentrated Fund JPY Class」受益証券 |
| ブラジルリアルコース | 「Japan Value Equity Concentrated Fund BRL Class」受益証券 |
| 米ドルコース | 「Japan Value Equity Concentrated Fund USD Class」受益証券 |

その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕

以下は、2025年10月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

▶ ジャパン・バリュー・エクイティ・コンセントレイティッド・ファンド JPY Class / BRL Class / USD Class

| | | | | | | | |
|----------|--|------|--------|-------|--------------------------|----------|--------|
| 形 態 | ケイマン籍契約型投資信託(円建て) | | | | | | |
| 主要投資対象 | 日本企業の株式を主要投資対象とします。また、為替取引を活用します。 | | | | | | |
| 運用の基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> わが国の株式(上場予定を含みます。)の中から、割安と判断される魅力的な銘柄を発掘し、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行います。 企業の資産・利益等と比較して株価が割安と判断される企業群を投資対象とします。 事業の将来性、経営力、財務内容等を勘案して今後の株価上昇が期待できる銘柄を選定します。 通常時においては、30銘柄から60銘柄前後に投資することを基本とします。 各クラスにおいて、原則として保有する円建て資産に対し、円売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。JPY Classにおいては為替取引を行いません。 資金動向、市況動向等によっては上記の運用ができない場合があります。 | | | | | | |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> 株式への投資割合には、制限を設けません。 同一銘柄の株式への投資割合は、原則として純資産総額の10%以内とします。 円建て以外の資産への投資は行いません。 流動性に欠ける資産への投資割合は、純資産総額の15%以下とします。 | | | | | | |
| 分配方針 | 原則として、毎月4日に分配を行う方針です。 | | | | | | |
| 運用管理費用 | <p>純資産総額に対して</p> <table> <tr> <td>運用報酬</td> <td>年0.12%</td> </tr> <tr> <td>管理報酬等</td> <td>年0.05%程度(最低年40,000米ドル程度)</td> </tr> <tr> <td>名義書換代行費用</td> <td>年0.01%</td> </tr> </table> <p>※上記のほか、受託会社報酬(年10,000米ドル)、管理および保管に要する費用などがかりますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率等を示すことができません。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回ることがあります。</p> | 運用報酬 | 年0.12% | 管理報酬等 | 年0.05%程度(最低年40,000米ドル程度) | 名義書換代行費用 | 年0.01% |
| 運用報酬 | 年0.12% | | | | | | |
| 管理報酬等 | 年0.05%程度(最低年40,000米ドル程度) | | | | | | |
| 名義書換代行費用 | 年0.01% | | | | | | |
| その他の費用 | <p>ファンドの設立費用、取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。</p> <p>これらは、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p> | | | | | | |
| 申込手数料 | ありません。 | | | | | | |
| 投資顧問会社 | スミトモ ミツイ DS アセットマネジメント(UK)リミテッド | | | | | | |
| 副投資顧問会社 | 三井住友DSアセットマネジメント株式会社(日本株の運用) | | | | | | |
| 購入の可否 | 日本において一般投資者は購入できません。 | | | | | | |

▶ キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

| | |
|---------|--|
| 主要投資対象 | 本邦貨建て公社債および短期金融商品等 |
| 運用の基本方針 | 本邦貨建て公社債および短期金融商品等に投資し、利息等収入の確保を図ります。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> 株式への投資は行いません。 外貨建資産への投資は行いません。 |
| 信託報酬 | ありません。 |
| その他の費用 | <p>有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。</p> <p>その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p> |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| 委託会社 | 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 |

(5)【投資制限】

<更新後>

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

信託約款に定める投資制限

イ．主な投資制限

- (イ)投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- (ロ)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (ハ)外貨建資産への直接投資は行いません。

ロ．公社債の借入れの指図

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ハ．信用リスク集中回避のための投資制限

- (イ)同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人資産運用業協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (ロ)一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニ．資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ホ．受託会社による資金の立替え

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

<更新後>

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

(イ) 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ロ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場

合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(八) 為替変動リスク

「ブラジルリアルコース、米ドルコース」

ブラジルリアルコースおよび米ドルコースは主要投資対象とする外国投資信託証券を通じて、実質的に円売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。そのため、円に対する取引対象通貨の為替変動の影響を受け、為替相場が取引対象通貨に対して円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落するおそれがあります。なお、取引対象通貨の金利が円金利より低い場合、円と取引対象通貨との金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。ただし、需給要因等によっては金利差相当分以上のコストとなる場合があります。

(二) 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

□ その他の留意点

(イ) ファンド固有の留意点

a. 為替取引に関する留意点

主要投資対象の外国投資信託証券では、為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF（直物為替先渡取引）等により為替取引が行われます。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）/コスト（金利差相当分の費用）は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。

また、取引対象通貨によっては、為替管理規制や流動性等により為替取引ができなくなる場合や、金額が制限される場合があります。

b. 外国投資信託証券への投資について

外国投資信託証券からわが国の株式へ投資する場合、わが国の投資信託証券から投資を行う場合と比べて税制が不利になる場合があります。

(ロ) 投資信託に関する留意点

- ・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

八 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、

当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

〔 ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移 〕

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■ 円コース

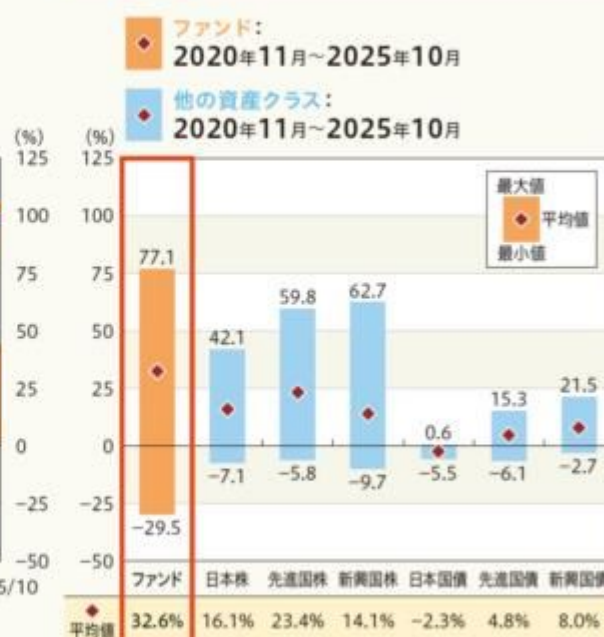


〔 ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較 〕

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



■ ブラジルリアルコース



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■ 米ドルコース



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

| | |
|------|---|
| 日本株 | TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社J P X 総研または株式会社J P X 総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。 |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。 |
| 新興国債 | JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。 |

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(5)【課税上の取扱い】

<更新後>

イ 個別元本について

(イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申

込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

(ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

(ハ) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の(収益分配金の課税について)を参照。)

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

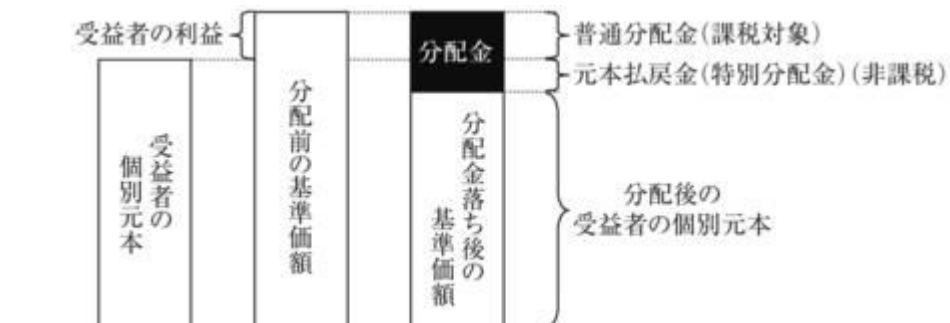
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記、の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

・ 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。

上記「（5）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2025年10月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

（参考情報）総経費率



直近の運用報告書の対象期間(2025年4月11日～2025年10月10日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

投資対象とする投資信託(以下、投資先ファンド)の費用は、その他費用に含めています。なお、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。

| | 総経費率(①+②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|------------|-----------|------------|-----------|
| 円コース | 1.80% | 1.56% | 0.24% |
| ブラジルリアルコース | 1.80% | 1.56% | 0.24% |
| 米ドルコース | 1.80% | 1.56% | 0.24% |

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。投資先ファンドは、原則として、売買委託手数料、支払利息および有価証券にかかる税金は含まれていません。)です。

※投資先ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。

5【運用状況】

<更新後>

(1) 【投資状況】

日本株厳選ファンド・円コース

2025年10月31日現在

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|---------------------|--------|----------------|-------------|
| 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 39,030,389,281 | 98.22 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 275,981 | 0.00 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | - | 705,372,244 | 1.78 |
| 合計（純資産総額） | | 39,736,037,506 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

2025年10月31日現在

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|---------------------|--------|----------------|-------------|
| 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 13,191,175,199 | 97.39 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 447,008 | 0.00 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | - | 352,927,132 | 2.61 |
| 合計（純資産総額） | | 13,544,549,339 | 100.00 |

日本株厳選ファンド・米ドルコース

2025年10月31日現在

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|---------------------|--------|----------------|-------------|
| 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 13,864,114,116 | 98.38 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 200,393 | 0.00 |
| 現金・預金・その他の資産（負債控除後） | - | 228,079,344 | 1.62 |
| 合計（純資産総額） | | 14,092,393,853 | 100.00 |

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

日本株厳選ファンド・円コース

イ 主要投資銘柄

2025年10月31日現在

| 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿単価 (円) | 帳簿価額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
|------------|------------------|---|----------------|-------------|----------------|------------------|----------------|-----------------|
| ケイマン 諸島 | 投資信 託受益 証券 | Japan Value Equity Concentrated Fund JPY Class | 38,689,918,003 | 1.0179 | 39,381,067,933 | 1.0088 | 39,030,389,281 | 98.22 |

| | | | | | | | | |
|----|-------------------|------------------------------|---------|--------|---------|--------|---------|------|
| 日本 | 親投資 信託受 益証券 | キャッシュ・マ ネジメント・マ ザーファンド | 270,889 | 1.0185 | 275,900 | 1.0188 | 275,981 | 0.00 |
|----|-------------------|------------------------------|---------|--------|---------|--------|---------|------|

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2025年10月31日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 98.22 |
| 親投資信託受益証券 | 0.00 |
| 合計 | 98.22 |

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

イ 主要投資銘柄

2025年10月31日現在

| 国/ 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿単価 (円) | 帳簿価額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
|------------|-------------------|---|----------------|-------------|----------------|------------------|----------------|-----------------|
| ケイマン 諸島 | 投資信 託受益 証券 | Japan Value Equity Concentrated Fund BRL Class | 13,401,580,006 | 0.9852 | 13,203,421,607 | 0.9843 | 13,191,175,199 | 97.39 |
| 日本 | 親投資 信託受 益証券 | キャッシュ・マ ネジメント・マ ザーファンド | 438,760 | 1.0185 | 446,877 | 1.0188 | 447,008 | 0.00 |

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2025年10月31日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 97.39 |
| 親投資信託受益証券 | 0.00 |
| 合計 | 97.39 |

日本株厳選ファンド・米ドルコース

イ 主要投資銘柄

2025年10月31日現在

| 国/ 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿単価 (円) | 帳簿価額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 (円) | 投資 比率 (%) |
|------------|-------------------|---|----------------|-------------|----------------|------------------|----------------|-----------------|
| ケイマン 諸島 | 投資信 託受益 証券 | Japan Value Equity Concentrated Fund USD Class | 13,085,525,358 | 1.0597 | 13,866,729,802 | 1.0595 | 13,864,114,116 | 98.38 |
| 日本 | 親投資 信託受 益証券 | キャッシュ・マ ネジメント・マ ザーファンド | 196,696 | 1.0185 | 200,334 | 1.0188 | 200,393 | 0.00 |

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

□ 種類別投資比率

2025年10月31日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 投資信託受益証券 | 98.38 |
| 親投資信託受益証券 | 0.00 |
| 合計 | 98.38 |

【投資不動産物件】

日本株厳選ファンド・円コース

該当事項はありません。

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

該当事項はありません。

日本株厳選ファンド・米ドルコース

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

日本株厳選ファンド・円コース

該当事項はありません。

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

該当事項はありません。

日本株厳選ファンド・米ドルコース

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

日本株厳選ファンド・円コース

| 年月日 | 純資産総額 (円) | | 1万口当たりの 純資産額(円) | |
|---------------------|-----------------|-----------------|--------------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 特定10期 (2016年 4月11日) | 146,051,125,327 | 161,089,911,231 | 10,771 | 12,171 |
| 特定11期 (2016年10月11日) | 138,411,268,621 | 155,291,443,388 | 9,790 | 10,990 |

| | | | | |
|--------------------|-----------------|-----------------|--------|--------|
| 特定12期（2017年4月10日） | 112,888,153,679 | 124,807,066,336 | 10,122 | 11,072 |
| 特定13期（2017年10月10日） | 96,573,802,405 | 105,538,596,688 | 10,473 | 11,373 |
| 特定14期（2018年4月10日） | 86,094,435,520 | 93,816,544,128 | 9,732 | 10,632 |
| 特定15期（2018年10月10日） | 88,967,407,605 | 96,776,116,241 | 8,827 | 9,652 |
| 特定16期（2019年4月10日） | 69,859,999,603 | 74,190,997,863 | 7,527 | 7,977 |
| 特定17期（2019年10月10日） | 53,640,899,450 | 57,340,761,800 | 6,868 | 7,303 |
| 特定18期（2020年4月10日） | 34,860,845,877 | 37,251,790,729 | 5,574 | 5,934 |
| 特定19期（2020年10月12日） | 34,287,991,515 | 36,442,680,878 | 5,979 | 6,339 |
| 特定20期（2021年4月12日） | 34,543,024,032 | 36,425,389,696 | 7,068 | 7,428 |
| 特定21期（2021年10月11日） | 31,035,291,611 | 32,689,829,971 | 6,913 | 7,273 |
| 特定22期（2022年4月11日） | 27,606,853,466 | 29,131,864,039 | 6,867 | 7,227 |
| 特定23期（2022年10月11日） | 29,521,732,006 | 31,050,789,197 | 6,548 | 6,908 |
| 特定24期（2023年4月10日） | 35,685,220,278 | 37,466,862,831 | 6,690 | 7,050 |
| 特定25期（2023年10月10日） | 41,813,136,971 | 43,770,068,590 | 7,502 | 7,862 |
| 特定26期（2024年4月10日） | 48,310,236,588 | 50,364,067,711 | 8,553 | 8,913 |
| 特定27期（2024年10月10日） | 43,843,784,976 | 45,816,909,993 | 8,283 | 8,643 |
| 特定28期（2025年4月10日） | 35,286,049,365 | 37,109,064,091 | 7,197 | 7,557 |
| 特定29期（2025年10月10日） | 40,409,605,477 | 42,066,908,382 | 9,239 | 9,599 |
| 2024年10月末日 | 43,099,186,262 | - | 8,191 | - |
| 11月末日 | 41,091,420,467 | - | 7,887 | - |
| 12月末日 | 41,658,393,139 | - | 8,179 | - |
| 2025年1月末日 | 40,520,676,503 | - | 8,057 | - |
| 2月末日 | 38,892,450,672 | - | 7,852 | - |
| 3月末日 | 39,801,619,266 | - | 8,089 | - |
| 4月末日 | 38,760,819,284 | - | 7,952 | - |
| 5月末日 | 38,833,392,751 | - | 8,159 | - |
| 6月末日 | 39,077,966,401 | - | 8,289 | - |
| 7月末日 | 38,341,862,315 | - | 8,350 | - |
| 8月末日 | 40,147,537,005 | - | 9,017 | - |
| 9月末日 | 40,127,990,198 | - | 9,136 | - |
| 10月末日 | 39,736,037,506 | - | 9,151 | - |

（注1）分配付純資産総額（分配付1万口当たりの純資産額）は、特定期間中の分配金累計額（1万口当たりの分配金累計額）を当該特定期間末の分配落純資産総額（分配落1万口当たりの純資産額）に加算したものです。

（注2）各月末日の数字は最終営業日のものです。

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

| 年月日 | 純資産総額 (円) | | 1万口当たりの 純資産額(円) | |
|--------------------|----------------|----------------|--------------------|-------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 特定10期（2016年4月11日） | 76,713,335,131 | 94,934,185,124 | 5,202 | 6,502 |
| 特定11期（2016年10月11日） | 81,956,327,460 | 96,079,118,677 | 4,945 | 5,845 |
| 特定12期（2017年4月10日） | 80,478,025,424 | 90,462,636,414 | 5,816 | 6,466 |
| 特定13期（2017年10月10日） | 74,255,651,931 | 81,926,606,315 | 6,207 | 6,807 |

| | | | | |
|--------------------|----------------|----------------|-------|-------|
| 特定14期（2018年4月10日） | 58,511,218,286 | 65,196,801,959 | 5,186 | 5,786 |
| 特定15期（2018年10月10日） | 51,126,713,723 | 57,347,834,414 | 4,495 | 5,045 |
| 特定16期（2019年4月10日） | 36,349,946,337 | 39,479,432,150 | 3,658 | 3,958 |
| 特定17期（2019年10月10日） | 26,565,016,227 | 29,214,130,324 | 3,020 | 3,305 |
| 特定18期（2020年4月10日） | 13,872,276,686 | 15,453,931,713 | 1,984 | 2,194 |
| 特定19期（2020年10月12日） | 11,454,111,296 | 12,335,715,472 | 1,885 | 2,020 |
| 特定20期（2021年4月12日） | 11,812,707,341 | 12,483,832,288 | 2,252 | 2,372 |
| 特定21期（2021年10月11日） | 10,885,075,675 | 11,472,675,998 | 2,333 | 2,453 |
| 特定22期（2022年4月11日） | 12,207,524,272 | 12,715,674,535 | 3,102 | 3,222 |
| 特定23期（2022年10月11日） | 11,504,583,583 | 11,935,272,871 | 3,364 | 3,484 |
| 特定24期（2023年4月10日） | 10,723,078,409 | 11,110,496,550 | 3,430 | 3,550 |
| 特定25期（2023年10月10日） | 11,944,316,254 | 12,288,653,233 | 4,577 | 4,697 |
| 特定26期（2024年4月10日） | 13,719,214,397 | 14,012,335,493 | 5,843 | 5,963 |
| 特定27期（2024年10月10日） | 11,532,768,808 | 11,803,876,759 | 5,247 | 5,367 |
| 特定28期（2025年4月10日） | 8,781,176,146 | 9,031,866,309 | 4,368 | 4,488 |
| 特定29期（2025年10月10日） | 13,532,660,311 | 13,763,713,006 | 7,163 | 7,283 |
| 2024年10月末日 | 11,270,023,955 | - | 5,178 | - |
| 11月末日 | 10,561,001,077 | - | 4,921 | - |
| 12月末日 | 10,645,400,784 | - | 5,045 | - |
| 2025年1月末日 | 10,770,841,027 | - | 5,189 | - |
| 2月末日 | 10,357,009,166 | - | 5,029 | - |
| 3月末日 | 10,706,602,898 | - | 5,305 | - |
| 4月末日 | 10,160,613,202 | - | 5,093 | - |
| 5月末日 | 10,561,734,040 | - | 5,359 | - |
| 6月末日 | 11,037,258,075 | - | 5,679 | - |
| 7月末日 | 11,166,304,199 | - | 5,838 | - |
| 8月末日 | 12,298,290,313 | - | 6,531 | - |
| 9月末日 | 12,821,880,281 | - | 6,883 | - |
| 10月末日 | 13,544,549,339 | - | 7,148 | - |

（注1）分配付純資産総額（分配付1万口当たりの純資産額）は、特定期間中の分配金累計額（1万口当たりの分配金累計額）を当該特定期間末の分配落純資産総額（分配落1万口当たりの純資産額）に加算したものです。

（注2）各月末日の数字は最終営業日のものです。

日本株厳選ファンド・米ドルコース

| 年月日 | 純資産総額 (円) | | 1万口当たりの 純資産額(円) | |
|--------------------|----------------|----------------|--------------------|--------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 特定6期（2016年4月11日） | 50,354,104,294 | 54,540,111,808 | 10,059 | 10,959 |
| 特定7期（2016年10月11日） | 48,064,546,381 | 52,753,667,223 | 8,862 | 9,762 |
| 特定8期（2017年4月10日） | 49,403,696,358 | 53,954,387,269 | 9,869 | 10,769 |
| 特定9期（2017年10月10日） | 45,502,469,111 | 49,745,874,629 | 10,416 | 11,316 |
| 特定10期（2018年4月10日） | 40,514,702,741 | 44,134,244,271 | 9,268 | 10,168 |
| 特定11期（2018年10月10日） | 44,861,416,468 | 48,777,556,646 | 8,949 | 9,774 |

| | | | | |
|---------------------|----------------|----------------|--------|--------|
| 特定12期 (2019年 4月10日) | 34,614,745,278 | 36,771,923,546 | 7,587 | 8,037 |
| 特定13期 (2019年10月10日) | 24,527,548,897 | 26,291,112,105 | 6,759 | 7,194 |
| 特定14期 (2020年 4月10日) | 15,444,896,243 | 16,519,996,869 | 5,566 | 5,926 |
| 特定15期 (2020年10月12日) | 14,597,920,064 | 15,546,216,249 | 5,824 | 6,184 |
| 特定16期 (2021年 4月12日) | 13,961,790,971 | 14,755,939,324 | 7,136 | 7,496 |
| 特定17期 (2021年10月11日) | 12,025,984,385 | 12,665,248,878 | 7,153 | 7,513 |
| 特定18期 (2022年 4月11日) | 11,786,828,028 | 12,351,865,937 | 7,913 | 8,273 |
| 特定19期 (2022年10月11日) | 12,550,304,950 | 13,064,987,240 | 8,937 | 9,297 |
| 特定20期 (2023年 4月10日) | 11,141,180,805 | 11,623,339,362 | 8,609 | 8,969 |
| 特定21期 (2023年10月10日) | 13,110,862,025 | 13,541,032,393 | 11,330 | 11,690 |
| 特定22期 (2024年 4月10日) | 15,135,829,751 | 15,545,166,056 | 13,654 | 14,014 |
| 特定23期 (2024年10月10日) | 14,196,340,838 | 14,583,808,705 | 13,452 | 13,812 |
| 特定24期 (2025年 4月10日) | 10,980,917,664 | 11,330,438,487 | 11,820 | 12,180 |
| 特定25期 (2025年10月10日) | 14,218,030,696 | 14,538,385,752 | 16,627 | 16,987 |
| 2024年10月末日 | 14,170,867,891 | - | 13,711 | - |
| 11月末日 | 13,246,176,348 | - | 13,110 | - |
| 12月末日 | 14,033,549,764 | - | 14,269 | - |
| 2025年 1月末日 | 13,353,551,380 | - | 13,848 | - |
| 2月末日 | 12,565,433,903 | - | 13,211 | - |
| 3月末日 | 12,837,071,584 | - | 13,726 | - |
| 4月末日 | 11,956,214,319 | - | 12,886 | - |
| 5月末日 | 12,459,605,959 | - | 13,489 | - |
| 6月末日 | 12,488,951,739 | - | 13,829 | - |
| 7月末日 | 12,691,900,958 | - | 14,390 | - |
| 8月末日 | 13,423,667,574 | - | 15,445 | - |
| 9月末日 | 13,693,831,479 | - | 15,912 | - |
| 10月末日 | 14,092,393,853 | - | 16,610 | - |

(注1) 分配付純資産総額(分配付1万口当たりの純資産額)は、特定期間中の分配金累計額(1万口当たりの分配金累計額)を当該特定期間末の分配落純資産総額(分配落1万口当たりの純資産額)に加算したものです。

(注2) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

【分配の推移】

日本株厳選ファンド・円コース

| | 計算期間 | 1万口当たり分配金(円) |
|-------|-------------------------|--------------|
| 特定10期 | 2015年10月14日～2016年 4月11日 | 1,400 |
| 特定11期 | 2016年 4月12日～2016年10月11日 | 1,200 |
| 特定12期 | 2016年10月12日～2017年 4月10日 | 950 |
| 特定13期 | 2017年 4月11日～2017年10月10日 | 900 |
| 特定14期 | 2017年10月11日～2018年 4月10日 | 900 |
| 特定15期 | 2018年 4月11日～2018年10月10日 | 825 |
| 特定16期 | 2018年10月11日～2019年 4月10日 | 450 |
| 特定17期 | 2019年 4月11日～2019年10月10日 | 435 |
| 特定18期 | 2019年10月11日～2020年 4月10日 | 360 |

| | | |
|-------|-------------------------|-----|
| 特定19期 | 2020年 4月11日～2020年10月12日 | 360 |
| 特定20期 | 2020年10月13日～2021年 4月12日 | 360 |
| 特定21期 | 2021年 4月13日～2021年10月11日 | 360 |
| 特定22期 | 2021年10月12日～2022年 4月11日 | 360 |
| 特定23期 | 2022年 4月12日～2022年10月11日 | 360 |
| 特定24期 | 2022年10月12日～2023年 4月10日 | 360 |
| 特定25期 | 2023年 4月11日～2023年10月10日 | 360 |
| 特定26期 | 2023年10月11日～2024年 4月10日 | 360 |
| 特定27期 | 2024年 4月11日～2024年10月10日 | 360 |
| 特定28期 | 2024年10月11日～2025年 4月10日 | 360 |
| 特定29期 | 2025年 4月11日～2025年10月10日 | 360 |

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

| | 計算期間 | 1万口当たり分配金（円） |
|-------|-------------------------|--------------|
| 特定10期 | 2015年10月14日～2016年 4月11日 | 1,300 |
| 特定11期 | 2016年 4月12日～2016年10月11日 | 900 |
| 特定12期 | 2016年10月12日～2017年 4月10日 | 650 |
| 特定13期 | 2017年 4月11日～2017年10月10日 | 600 |
| 特定14期 | 2017年10月11日～2018年 4月10日 | 600 |
| 特定15期 | 2018年 4月11日～2018年10月10日 | 550 |
| 特定16期 | 2018年10月11日～2019年 4月10日 | 300 |
| 特定17期 | 2019年 4月11日～2019年10月10日 | 285 |
| 特定18期 | 2019年10月11日～2020年 4月10日 | 210 |
| 特定19期 | 2020年 4月11日～2020年10月12日 | 135 |
| 特定20期 | 2020年10月13日～2021年 4月12日 | 120 |
| 特定21期 | 2021年 4月13日～2021年10月11日 | 120 |
| 特定22期 | 2021年10月12日～2022年 4月11日 | 120 |
| 特定23期 | 2022年 4月12日～2022年10月11日 | 120 |
| 特定24期 | 2022年10月12日～2023年 4月10日 | 120 |
| 特定25期 | 2023年 4月11日～2023年10月10日 | 120 |
| 特定26期 | 2023年10月11日～2024年 4月10日 | 120 |
| 特定27期 | 2024年 4月11日～2024年10月10日 | 120 |
| 特定28期 | 2024年10月11日～2025年 4月10日 | 120 |
| 特定29期 | 2025年 4月11日～2025年10月10日 | 120 |

日本株厳選ファンド・米ドルコース

| | 計算期間 | 1万口当たり分配金（円） |
|-------|-------------------------|--------------|
| 特定6期 | 2015年10月14日～2016年 4月11日 | 900 |
| 特定7期 | 2016年 4月12日～2016年10月11日 | 900 |
| 特定8期 | 2016年10月12日～2017年 4月10日 | 900 |
| 特定9期 | 2017年 4月11日～2017年10月10日 | 900 |
| 特定10期 | 2017年10月11日～2018年 4月10日 | 900 |

| | | |
|-------|-------------------------|-----|
| 特定11期 | 2018年 4月11日～2018年10月10日 | 825 |
| 特定12期 | 2018年10月11日～2019年 4月10日 | 450 |
| 特定13期 | 2019年 4月11日～2019年10月10日 | 435 |
| 特定14期 | 2019年10月11日～2020年 4月10日 | 360 |
| 特定15期 | 2020年 4月11日～2020年10月12日 | 360 |
| 特定16期 | 2020年10月13日～2021年 4月12日 | 360 |
| 特定17期 | 2021年 4月13日～2021年10月11日 | 360 |
| 特定18期 | 2021年10月12日～2022年 4月11日 | 360 |
| 特定19期 | 2022年 4月12日～2022年10月11日 | 360 |
| 特定20期 | 2022年10月12日～2023年 4月10日 | 360 |
| 特定21期 | 2023年 4月11日～2023年10月10日 | 360 |
| 特定22期 | 2023年10月11日～2024年 4月10日 | 360 |
| 特定23期 | 2024年 4月11日～2024年10月10日 | 360 |
| 特定24期 | 2024年10月11日～2025年 4月10日 | 360 |
| 特定25期 | 2025年 4月11日～2025年10月10日 | 360 |

【収益率の推移】

日本株厳選ファンド・円コース

| | 収益率（％） |
|-------|--------|
| 特定10期 | 14.3 |
| 特定11期 | 2.0 |
| 特定12期 | 13.1 |
| 特定13期 | 12.4 |
| 特定14期 | 1.5 |
| 特定15期 | 0.8 |
| 特定16期 | 9.6 |
| 特定17期 | 3.0 |
| 特定18期 | 13.6 |
| 特定19期 | 13.7 |
| 特定20期 | 24.2 |
| 特定21期 | 2.9 |
| 特定22期 | 4.5 |
| 特定23期 | 0.6 |
| 特定24期 | 7.7 |
| 特定25期 | 17.5 |
| 特定26期 | 18.8 |
| 特定27期 | 1.1 |
| 特定28期 | 8.8 |
| 特定29期 | 33.4 |

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

| | 収益率（％） |
|-------|--------|
| 特定10期 | 16.5 |
| 特定11期 | 12.4 |
| 特定12期 | 30.8 |
| 特定13期 | 17.0 |
| 特定14期 | 6.8 |
| 特定15期 | 2.7 |
| 特定16期 | 11.9 |
| 特定17期 | 9.7 |
| 特定18期 | 27.4 |
| 特定19期 | 1.8 |
| 特定20期 | 25.8 |
| 特定21期 | 8.9 |
| 特定22期 | 38.1 |
| 特定23期 | 12.3 |
| 特定24期 | 5.5 |
| 特定25期 | 36.9 |
| 特定26期 | 30.3 |
| 特定27期 | 8.1 |
| 特定28期 | 14.5 |
| 特定29期 | 66.7 |

(注) 収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

日本株厳選ファンド・米ドルコース

| | 収益率（％） |
|-------|--------|
| 特定6期 | 22.8 |
| 特定7期 | 3.0 |
| 特定8期 | 21.5 |
| 特定9期 | 14.7 |
| 特定10期 | 2.4 |
| 特定11期 | 5.5 |
| 特定12期 | 10.2 |
| 特定13期 | 5.2 |
| 特定14期 | 12.3 |
| 特定15期 | 11.1 |
| 特定16期 | 28.7 |
| 特定17期 | 5.3 |
| 特定18期 | 15.7 |
| 特定19期 | 17.5 |
| 特定20期 | 0.4 |
| 特定21期 | 35.8 |

| | |
|-------|------|
| 特定22期 | 23.7 |
| 特定23期 | 1.2 |
| 特定24期 | 9.5 |
| 特定25期 | 43.7 |

(注) 収益率とは、特定期間末の基準価額(当該特定期間中の分配金累計額を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。)を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

(4) 【設定及び解約の実績】

日本株厳選ファンド・円コース

| | 設定口数(口) | 解約口数(口) |
|-------|----------------|----------------|
| 特定10期 | 77,618,326,672 | 11,406,370,890 |
| 特定11期 | 29,433,208,602 | 23,642,465,194 |
| 特定12期 | 18,007,888,132 | 47,856,843,645 |
| 特定13期 | 9,889,189,302 | 29,214,033,099 |
| 特定14期 | 16,439,044,606 | 20,182,625,922 |
| 特定15期 | 23,187,732,333 | 10,861,169,428 |
| 特定16期 | 8,876,037,422 | 16,853,902,132 |
| 特定17期 | 2,488,760,036 | 17,201,267,377 |
| 特定18期 | 1,579,790,959 | 17,143,675,056 |
| 特定19期 | 999,915,345 | 6,185,916,002 |
| 特定20期 | 976,535,173 | 9,454,180,690 |
| 特定21期 | 2,781,809,398 | 6,759,873,740 |
| 特定22期 | 1,621,506,530 | 6,311,648,781 |
| 特定23期 | 8,111,167,120 | 3,232,104,906 |
| 特定24期 | 12,678,031,357 | 4,416,835,292 |
| 特定25期 | 12,903,256,320 | 10,508,546,621 |
| 特定26期 | 7,613,181,321 | 6,872,312,184 |
| 特定27期 | 4,447,357,931 | 7,993,658,969 |
| 特定28期 | 2,805,972,890 | 6,714,461,670 |
| 特定29期 | 1,925,546,080 | 7,215,235,078 |

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

| | 設定口数(口) | 解約口数(口) |
|-------|----------------|----------------|
| 特定10期 | 49,763,775,761 | 25,345,141,855 |
| 特定11期 | 37,834,498,590 | 19,563,505,401 |
| 特定12期 | 38,382,065,526 | 65,769,871,238 |
| 特定13期 | 14,444,275,077 | 33,171,465,884 |
| 特定14期 | 16,126,857,785 | 22,942,623,880 |
| 特定15期 | 15,784,908,243 | 14,854,285,734 |
| 特定16期 | 4,678,247,137 | 19,060,747,089 |
| 特定17期 | 4,904,180,393 | 16,310,674,370 |

| | | |
|-------|---------------|----------------|
| 特定18期 | 1,741,026,950 | 19,798,513,627 |
| 特定19期 | 866,896,095 | 9,993,081,753 |
| 特定20期 | 1,070,777,881 | 9,402,214,006 |
| 特定21期 | 526,122,018 | 6,307,621,856 |
| 特定22期 | 416,321,189 | 7,729,429,225 |
| 特定23期 | 572,851,004 | 5,722,000,826 |
| 特定24期 | 304,653,513 | 3,245,095,054 |
| 特定25期 | 991,411,458 | 6,158,297,829 |
| 特定26期 | 435,960,226 | 3,050,317,356 |
| 特定27期 | 243,016,782 | 1,745,095,537 |
| 特定28期 | 104,800,323 | 1,980,926,958 |
| 特定29期 | 965,829,583 | 2,177,629,492 |

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

日本株厳選ファンド・米ドルコース

| | 設定口数(口) | 解約口数(口) |
|-------|----------------|----------------|
| 特定6期 | 20,033,281,494 | 9,700,627,600 |
| 特定7期 | 13,012,830,080 | 8,830,863,031 |
| 特定8期 | 17,443,999,020 | 21,621,326,458 |
| 特定9期 | 8,906,990,043 | 15,282,480,064 |
| 特定10期 | 13,379,771,741 | 13,349,322,076 |
| 特定11期 | 13,801,608,998 | 7,385,489,279 |
| 特定12期 | 4,491,545,156 | 8,998,365,120 |
| 特定13期 | 1,967,603,267 | 11,302,128,710 |
| 特定14期 | 1,155,817,196 | 9,696,380,018 |
| 特定15期 | 600,872,281 | 3,284,673,522 |
| 特定16期 | 449,069,977 | 5,950,947,585 |
| 特定17期 | 335,774,900 | 3,087,052,224 |
| 特定18期 | 839,759,055 | 2,758,139,659 |
| 特定19期 | 1,998,436,353 | 2,850,778,042 |
| 特定20期 | 816,565,537 | 1,917,609,724 |
| 特定21期 | 1,217,807,770 | 2,587,228,051 |
| 特定22期 | 707,193,892 | 1,193,715,145 |
| 特定23期 | 514,866,216 | 1,046,959,724 |
| 特定24期 | 101,405,388 | 1,364,445,547 |
| 特定25期 | 160,381,230 | 899,721,268 |

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

参考情報

基準日:2025年10月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



■ 円コース



分配の推移

| 決算期 | 分配金 |
|----------|---------|
| 2025年10月 | 60円 |
| 2025年 9月 | 60円 |
| 2025年 8月 | 60円 |
| 2025年 7月 | 60円 |
| 2025年 6月 | 60円 |
| 直近1年間累計 | 720円 |
| 設定来累計 | 15,020円 |

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

■ ブラジルリアルコース



| 決算期 | 分配金 |
|----------|---------|
| 2025年10月 | 20円 |
| 2025年 9月 | 20円 |
| 2025年 8月 | 20円 |
| 2025年 7月 | 20円 |
| 2025年 6月 | 20円 |
| 直近1年間累計 | 240円 |
| 設定来累計 | 13,540円 |

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

■ 米ドルコース



| 決算期 | 分配金 |
|----------|---------|
| 2025年10月 | 60円 |
| 2025年 9月 | 60円 |
| 2025年 8月 | 60円 |
| 2025年 7月 | 60円 |
| 2025年 6月 | 60円 |
| 直近1年間累計 | 720円 |
| 設定来累計 | 12,580円 |

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
 ※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

主要な資産の状況



■円コース

資産別構成

| 資産の種類 | 国・地域 | 比率(%) |
|---------------------|--------|--------|
| 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 98.22 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 0.00 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 1.78 |
| 合計(純資産総額) | | 100.00 |

主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 比率(%) |
|--------|-----------|--|-------|
| ケイマン諸島 | 投資信託受益証券 | Japan Value Equity Concentrated Fund JPY Class | 98.22 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | キャッシュ・マネジメント・マザーファンド | 0.00 |

■ブラジルリアルコース

資産別構成

| 資産の種類 | 国・地域 | 比率(%) |
|---------------------|--------|--------|
| 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 97.39 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 0.00 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 2.61 |
| 合計(純資産総額) | | 100.00 |

主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 比率(%) |
|--------|-----------|--|-------|
| ケイマン諸島 | 投資信託受益証券 | Japan Value Equity Concentrated Fund BRL Class | 97.39 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | キャッシュ・マネジメント・マザーファンド | 0.00 |

■米ドルコース

資産別構成

| 資産の種類 | 国・地域 | 比率(%) |
|---------------------|--------|--------|
| 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 98.38 |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 0.00 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 1.62 |
| 合計(純資産総額) | | 100.00 |

主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 比率(%) |
|--------|-----------|--|-------|
| ケイマン諸島 | 投資信託受益証券 | Japan Value Equity Concentrated Fund USD Class | 98.38 |
| 日本 | 親投資信託受益証券 | キャッシュ・マネジメント・マザーファンド | 0.00 |

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

▶ 投資対象とする投資信託の現況

■ ジャパン・バリュー・エクイティ・コンセントレイティッド・ファンド JPY Class / BRL Class / USD Class

当該各投資信託をシェアクラスとして含む「ジャパン・バリュー・エクイティ・コンセントレイティッド・ファンド」の主要投資銘柄（上位10銘柄）は、以下の通りです。

主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 比率(%) |
|------|----|-------------|--------|-------|
| 日本 | 株式 | 住友不動産 | 不動産業 | 5.9 |
| 日本 | 株式 | 三菱地所 | 不動産業 | 5.8 |
| 日本 | 株式 | 三井不動産 | 不動産業 | 5.8 |
| 日本 | 株式 | ディー・エヌ・エー | 情報・通信業 | 5.8 |
| 日本 | 株式 | 三井海洋開発 | 機械 | 5.7 |
| 日本 | 株式 | 大成建設 | 建設業 | 5.5 |
| 日本 | 株式 | 京成電鉄 | 陸運業 | 5.3 |
| 日本 | 株式 | 信越化学工業 | 化学 | 5.3 |
| 日本 | 株式 | TOYO TIRE | ゴム製品 | 5.2 |
| 日本 | 株式 | キリンホールディングス | 食料品 | 4.9 |

※比率は、ジャパン・バリュー・エクイティ・コンセントレイティッド・ファンドの組入株式の評価額合計に対する時価の比率です。

■ キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

資産別構成

| 資産の種類 | 国・地域 | 比率(%) |
|---------------------|------|--------|
| 国債証券 | 日本 | 77.39 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 22.61 |
| 合計(純資産総額) | | 100.00 |

主要投資銘柄(上位10銘柄)

| 国・地域 | 種類 | 銘柄名 | 利率(%) | 償還期限 | 比率(%) |
|------|------|------------|-------|------------|-------|
| 日本 | 国債証券 | 1331国庫短期証券 | 0.000 | 2025/12/15 | 30.60 |
| 日本 | 国債証券 | 1325国庫短期証券 | 0.000 | 2025/11/17 | 18.00 |
| 日本 | 国債証券 | 1340国庫短期証券 | 0.000 | 2026/02/02 | 12.59 |
| 日本 | 国債証券 | 1334国庫短期証券 | 0.000 | 2026/01/07 | 9.00 |
| 日本 | 国債証券 | 1281国庫短期証券 | 0.000 | 2026/01/20 | 7.20 |

※比率は、キャッシュ・マネジメント・マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※[主要投資銘柄(上位10銘柄)]は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。



第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<更新後>

イ 申込方法

(イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として午後3時30分までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

す。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

- (八) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(二) 申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

- ・ ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ ニューヨークの銀行の休業日
- ・ 英国証券取引所の休業日
- ・ ロンドンの銀行の休業日

- (ホ) 定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.85%（税抜き3.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | コールセンター | ホームページ |
|----------------------|--------------|---|
| 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 | 0120-88-2976 | https://www.smd-am.co.jp |

お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<更新後>

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

投資対象とする投資信託証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の純資産価格（基準価額）で評価します。また、上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、「円コース」は「日株厳選円」、「ブラジルリアルコース」は「日株厳選ブ」、「米ドルコース」は「日株厳選米」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | コールセンター | ホームページ |
|-----------------------|--------------|---|
| 三井住友D Sアセットマネジメント株式会社 | 0120-88-2976 | https://www.smd-am.co.jp |

お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(3) 【信託期間】

<更新後>

[円コース/ブラジルリアルコース]

2011年4月26日から2029年4月10日まで、もしくは下記「(5)その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

[米ドルコース]

2013年7月26日から2029年4月10日まで、もしくは下記「(5)その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

第3【ファンドの経理状況】

<更新後>

日本株厳選ファンド・円コース

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、特定29期（2025年4月11日から2025年10月10日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

日本株厳選ファンド・米ドルコース

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、特定25期（2025年4月11日から2025年10月10日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【日本株厳選ファンド・円コース】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 特定28期 (2025年 4月10日現在) | 特定29期 (2025年10月10日現在) |
|-------------|--------------------------|--------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 4,968,198 | 9,975,242 |
| コール・ローン | 1,250,895,882 | 1,172,401,775 |
| 投資信託受益証券 | 34,468,184,463 | 39,608,382,751 |
| 親投資信託受益証券 | 275,277 | 275,900 |
| 未収入金 | - | 47,839,702 |
| 流動資産合計 | 35,724,323,820 | 40,838,875,370 |
| 資産合計 | 35,724,323,820 | 40,838,875,370 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 294,154,588 | 262,416,454 |
| 未払解約金 | 91,424,809 | 114,122,725 |
| 未払受託者報酬 | 906,858 | 908,048 |
| 未払委託者報酬 | 50,784,282 | 50,851,078 |
| その他未払費用 | 1,003,918 | 971,588 |
| 流動負債合計 | 438,274,455 | 429,269,893 |

| | 特定28期 (2025年 4月10日現在) | 特定29期 (2025年10月10日現在) |
|-----------------|--------------------------|--------------------------|
| 負債合計 | 438,274,455 | 429,269,893 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 49,025,764,688 | 43,736,075,690 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 13,739,715,323 | 3,326,470,213 |
| （分配準備積立金） | 4,389,620,755 | 10,552,875,929 |
| 元本等合計 | 35,286,049,365 | 40,409,605,477 |
| 純資産合計 | 35,286,049,365 | 40,409,605,477 |
| 負債純資産合計 | 35,724,323,820 | 40,838,875,370 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 特定28期 自 2024年10月11日 至 2025年 4月10日 | 特定29期 自 2025年 4月11日 至 2025年10月10日 |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 483,325,012 | 7,264,719,604 |
| 受取利息 | 1,520,220 | 2,057,199 |
| 有価証券売買等損益 | 3,786,780,310 | 4,316,923,337 |
| 営業収益合計 | 3,301,935,078 | 11,583,700,140 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 5,577,796 | 5,398,185 |
| 委託者報酬 | 312,359,333 | 302,300,583 |
| その他費用 | 1,003,918 | 971,588 |
| 営業費用合計 | 318,941,047 | 308,670,356 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 3,620,876,125 | 11,275,029,784 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 3,620,876,125 | 11,275,029,784 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | 3,620,876,125 | 11,275,029,784 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | 29,897,811 | 118,832,116 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 9,090,468,492 | 13,739,715,323 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 1,329,358,852 | 1,246,493,918 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 1,329,358,852 | 1,246,493,918 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | - | - |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 564,612,643 | 332,143,571 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 564,612,643 | 332,143,571 |
| 分配金 | 1,823,014,726 | 1,657,302,905 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 13,739,715,323 | 3,326,470,213 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

| 項目 | 特定29期 自 2025年4月11日 至 2025年10月10日 |
|--------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 |

| | |
|--|---|
| | <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券</p> <p>金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券</p> <p>直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p> |
|--|---|

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

| 項 目 | 特定28期 (2025年4月10日現在) | 特定29期 (2025年10月10日現在) |
|--------------------------------------|--|--|
| 1. 当特定期間の末日における受益権の総数 | 49,025,764,688口 | 43,736,075,690口 |
| 2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 | 元本の欠損 13,739,715,323円 | 元本の欠損 3,326,470,213円 |
| 3. 1単位当たり純資産の額 | 1口当たり純資産額 0.7197円 (1万口当たりの純資産額7,197円) | 1口当たり純資産額 0.9239円 (1万口当たりの純資産額9,239円) |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 項 目 | 特定28期 自 2024年10月11日 至 2025年4月10日 | 特定29期 自 2025年4月11日 至 2025年10月10日 |
|----------|---|---|
| 分配金の計算過程 | <p>(自2024年10月11日至2024年11月11日)</p> <p>第161計算期間末における費用控除後の配当等収益(25,737,106円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(26,155,399,416円)、および分配準備積立金(6,628,228,563円)より、分配対象収益は32,809,365,085円(1万口当たり6,223.61円)であり、うち316,305,408円(1万口当たり60円)を分配金額としております。</p> | <p>(自2025年4月11日至2025年5月12日)</p> <p>第167計算期間末における費用控除後の配当等収益(74,636,914円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(24,297,421,153円)、および分配準備積立金(4,299,187,568円)より、分配対象収益は28,671,245,635円(1万口当たり5,913.96円)であり、うち290,883,532円(1万口当たり60円)を分配金額としております。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>(自2024年11月12日至2024年12月10日)</p> <p>第162計算期間末における費用控除後の配当等収益(31,263,426円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(25,712,186,768円)、および分配準備積立金(6,185,732,885円)より、分配対象収益は31,929,183,079円(1万口当たり6,169.66円)であり、うち310,511,632円(1万口当たり60円)を分配金額としております。</p> | <p>(自2025年5月13日至2025年6月10日)</p> <p>第168計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,335,520,924円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(23,798,480,886円)、および分配準備積立金(3,957,012,229円)より、分配対象収益は29,091,014,039円(1万口当たり6,136.12円)であり、うち284,456,948円(1万口当たり60円)を分配金額としております。</p> |
| <p>(自2024年12月11日至2025年1月10日)</p> <p>第163計算期間末における費用控除後の配当等収益(26,127,660円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(25,262,775,541円)、および分配準備積立金(5,749,112,639円)より、分配対象収益は31,038,015,840円(1万口当たり6,114.81円)であり、うち304,552,463円(1万口当たり60円)を分配金額としております。</p> | <p>(自2025年6月11日至2025年7月10日)</p> <p>第169計算期間末における費用控除後の配当等収益(244,296,847円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(23,430,618,435円)、および分配準備積立金(4,881,885,301円)より、分配対象収益は28,556,800,583円(1万口当たり6,128.56円)であり、うち279,577,411円(1万口当たり60円)を分配金額としております。</p> |
| <p>(自2025年1月11日至2025年2月10日)</p> <p>第164計算期間末における費用控除後の配当等収益(48,460,419円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(24,989,444,181円)、および分配準備積立金(5,357,271,795円)より、分配対象収益は30,395,176,395円(1万口当たり6,064.49円)であり、うち300,719,597円(1万口当たり60円)を分配金額としております。</p> | <p>(自2025年7月11日至2025年8月12日)</p> <p>第170計算期間末における費用控除後の配当等収益(636,297,356円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(1,623,790,108円)、収益調整金(22,998,271,752円)、および分配準備積立金(4,733,120,958円)より、分配対象収益は29,991,480,174円(1万口当たり6,563.24円)であり、うち274,177,105円(1万口当たり60円)を分配金額としております。</p> |
| <p>(自2025年2月11日至2025年3月10日)</p> <p>第165計算期間末における費用控除後の配当等収益(44,224,117円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(24,695,273,070円)、および分配準備積立金(5,004,106,483円)より、分配対象収益は29,743,603,670円(1万口当たり6,013.44円)であり、うち296,771,038円(1万口当たり60円)を分配金額としております。</p> | <p>(自2025年8月13日至2025年9月10日)</p> <p>第171計算期間末における費用控除後の配当等収益(3,720,876,824円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(22,332,798,475円)、および分配準備積立金(6,480,767,522円)より、分配対象収益は32,534,442,821円(1万口当たり7,344.35円)であり、うち265,791,455円(1万口当たり60円)を分配金額としております。</p> |

| | | |
|--|---|---|
| | <p>(自2025年3月11日至2025年4月10日)</p> <p>第166計算期間末における費用控除後の配当等収益(25,014,402円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(24,528,488,534円)、および分配準備積立金(4,658,760,941円)より、分配対象収益は29,212,263,877円(1万口当たり5,958.55円)であり、うち294,154,588円(1万口当たり60円)を分配金額としております。</p> | <p>(自2025年9月11日至2025年10月10日)</p> <p>第172計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,054,147,034円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(22,099,795,824円)、および分配準備積立金(9,761,145,349円)より、分配対象収益は32,915,088,207円(1万口当たり7,525.84円)であり、うち262,416,454円(1万口当たり60円)を分配金額としております。</p> |
|--|---|---|

(金融商品に関する注記)

. 金融商品の状況に関する事項

| 項 目 | 特定29期 自 2025年4月11日 至 2025年10月10日 |
|------------------------|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | <p>当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。</p> |
| 2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | <p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券</p> <p>当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引</p> <p>当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク</p> <p>有価証券およびデリバティブ取引等</p> <p>当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> | <p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p> |
|--------------------------|--|

・金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 特定29期 (2025年10月10日現在) |
|----------------------------|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | <p>(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p> |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

特定28期(自 2024年10月11日 至 2025年4月10日)

| 種 類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----------|---------------------|
| 投資信託受益証券 | 2,856,996,171円 |
| 親投資信託受益証券 | 136円 |
| 合計 | 2,856,996,035円 |

特定29期（自 2025年4月11日 至 2025年10月10日）

| 種 類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----------|---------------------|
| 投資信託受益証券 | 321,223,269円 |
| 親投資信託受益証券 | 108円 |
| 合計 | 321,223,161円 |

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

| 特定29期 自 2025年4月11日 至 2025年10月10日 |
|--|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。 |

（その他の注記）

| 項 目 | 特定28期 (2025年4月10日現在) | 特定29期 (2025年10月10日現在) |
|-----------|-------------------------|--------------------------|
| | 期首元本額 | 52,934,253,468円 |
| 期中追加設定元本額 | 2,805,972,890円 | 1,925,546,080円 |
| 期中一部解約元本額 | 6,714,461,670円 | 7,215,235,078円 |

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

（単位：円）

| 種 類 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|-----------|--|----------------|----------------|----|
| 投資信託受益証券 | Japan Value Equity Concentrated Fund JPY Class | 38,911,860,449 | 39,608,382,751 | |
| | 投資信託受益証券 小計 | | 39,608,382,751 | |
| 親投資信託受益証券 | キャッシュ・マネジメント・マザーファンド | 270,889 | 275,900 | |
| | 親投資信託受益証券 小計 | | 275,900 | |
| 合 計 | | | 39,608,658,651 | |

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 円)

| | 特定28期 (2025年 4月10日現在) | 特定29期 (2025年10月10日現在) |
|------------------|----------------------------|----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 1,175,516 | 2,472,030 |
| コール・ローン | 295,972,029 | 290,540,587 |
| 投資信託受益証券 | 8,541,543,296 | 13,306,646,609 |
| 親投資信託受益証券 | 445,867 | 446,877 |
| 未収入金 | 20,673,824 | 160,766,460 |
| 流動資産合計 | 8,859,810,532 | 13,760,872,563 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 40,206,625 | 37,783,025 |
| 未払解約金 | 24,317,337 | 173,603,957 |
| 未払受託者報酬 | 242,914 | 290,262 |
| 未払委託者報酬 | 13,603,620 | 16,255,198 |
| その他未払費用 | 263,890 | 279,810 |
| 流動負債合計 | 78,634,386 | 228,212,252 |
| 負債合計 | 78,634,386 | 228,212,252 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 20,103,312,824 | 18,891,512,915 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金 () | 11,322,136,678 | 5,358,852,604 |
| (分配準備積立金) | 2,994,573,062 | 4,360,999,810 |
| 元本等合計 | 8,781,176,146 | 13,532,660,311 |
| 純資産合計 | 8,781,176,146 | 13,532,660,311 |
| 負債純資産合計 | 8,859,810,532 | 13,760,872,563 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

| | 特定28期 自 2024年10月11日 至 2025年 4月10日 | 特定29期 自 2025年 4月11日 至 2025年10月10日 |
|--|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 771,752,048 | 948,315,071 |
| 受取利息 | 406,104 | 606,982 |
| 有価証券売買等損益 | 2,240,400,647 | 4,804,675,529 |
| 営業収益合計 | 1,468,242,495 | 5,753,597,582 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 1,466,501 | 1,554,972 |
| 委託者報酬 | 82,126,957 | 87,080,755 |
| その他費用 | 263,890 | 279,810 |
| 営業費用合計 | 83,857,348 | 88,915,537 |
| 営業利益又は営業損失 () | 1,552,099,843 | 5,664,682,045 |
| 経常利益又は経常損失 () | 1,552,099,843 | 5,664,682,045 |
| 当期純利益又は当期純損失 () | 1,552,099,843 | 5,664,682,045 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 () | 1,009,193 | 49,502,774 |
| 期首剰余金又は期首欠損金 () | 10,446,670,651 | 11,322,136,678 |

| | 特定28期 自 2024年10月11日 至 2025年 4月10日 | 特定29期 自 2025年 4月11日 至 2025年10月10日 |
|-------------------------|---|---|
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 977,740,635 | 910,229,885 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 977,740,635 | 910,229,885 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | - | - |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 51,425,849 | 331,072,387 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 51,425,849 | 331,072,387 |
| 分配金 | 250,690,163 | 231,052,695 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 11,322,136,678 | 5,358,852,604 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

| 項目 | 特定29期 自 2025年4月11日 至 2025年10月10日 |
|--------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p> |

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 特定28期 (2025年4月10日現在) | 特定29期 (2025年10月10日現在) |
|--------------------------------------|--|--|
| 1. 当特定期間の末日における受益権の総数 | 20,103,312,824口 | 18,891,512,915口 |
| 2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 | 元本の欠損 11,322,136,678円 | 元本の欠損 5,358,852,604円 |
| 3. 1単位当たり純資産の額 | 1口当たり純資産額 0.4368円 (1万口当たりの純資産額4,368円) | 1口当たり純資産額 0.7163円 (1万口当たりの純資産額7,163円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項 目 | 特定28期 自 2024年10月11日 至 2025年4月10日 | 特定29期 自 2025年4月11日 至 2025年10月10日 |
|----------|---|---|
| 分配金の計算過程 | <p>(自2024年10月11日至2024年11月11日)</p> <p>第161計算期間末における費用控除後の配当等収益(110,732,436円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(6,776,463,698円)、および分配準備積立金(2,765,856,169円)より、分配対象収益は9,653,052,303円(1万口当たり4,455.86円)であり、うち43,327,434円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> | <p>(自2025年4月11日至2025年5月12日)</p> <p>第167計算期間末における費用控除後の配当等収益(133,400,788円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(6,227,062,341円)、および分配準備積立金(2,956,449,891円)より、分配対象収益は9,316,913,020円(1万口当たり4,689.94円)であり、うち39,731,516円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> |
| | <p>(自2024年11月12日至2024年12月10日)</p> <p>第162計算期間末における費用控除後の配当等収益(112,075,296円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(6,689,184,986円)、および分配準備積立金(2,793,514,953円)より、分配対象収益は9,594,775,235円(1万口当たり4,488.29円)であり、うち42,754,704円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> | <p>(自2025年5月13日至2025年6月10日)</p> <p>第168計算期間末における費用控除後の配当等収益(140,820,660円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(6,146,348,549円)、および分配準備積立金(3,007,297,310円)より、分配対象収益は9,294,466,519円(1万口当たり4,741.78円)であり、うち39,202,426円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> |
| | <p>(自2024年12月11日至2025年1月10日)</p> <p>第163計算期間末における費用控除後の配当等収益(120,629,777円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(6,589,675,023円)、および分配準備積立金(2,818,000,519円)より、分配対象収益は9,528,305,319円(1万口当たり4,525.59円)であり、うち42,108,574円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> | <p>(自2025年6月11日至2025年7月10日)</p> <p>第169計算期間末における費用控除後の配当等収益(143,368,763円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(6,063,079,783円)、および分配準備積立金(3,062,929,999円)より、分配対象収益は9,269,378,545円(1万口当たり4,795.96円)であり、うち38,654,922円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> |
| | <p>(自2025年1月11日至2025年2月10日)</p> <p>第164計算期間末における費用控除後の配当等収益(117,181,314円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(6,479,900,139円)、および分配準備積立金(2,845,393,452円)より、分配対象収益は9,442,474,905円(1万口当たり4,562.21円)であり、うち41,394,314円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> | <p>(自2025年7月11日至2025年8月12日)</p> <p>第170計算期間末における費用控除後の配当等収益(155,393,232円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(6,009,917,226円)、および分配準備積立金(3,100,452,748円)より、分配対象収益は9,265,763,206円(1万口当たり4,858.03円)であり、うち38,146,212円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(自2025年2月11日至2025年3月10日)</p> <p>第165計算期間末における費用控除後の配当等収益(123,414,783円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(6,404,015,005円)、および分配準備積立金(2,884,466,110円)より、分配対象収益は9,411,895,898円(1万口当たり4,602.56円)であり、うち40,898,512円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> | <p>(自2025年8月13日至2025年9月10日)</p> <p>第171計算期間末における費用控除後の配当等収益(166,772,342円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(212,617,180円)、収益調整金(5,937,443,686円)、および分配準備積立金(3,142,371,918円)より、分配対象収益は9,459,205,126円(1万口当たり5,040.26円)であり、うち37,534,594円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> |
| <p>(自2025年3月11日至2025年4月10日)</p> <p>第166計算期間末における費用控除後の配当等収益(121,044,623円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(6,298,743,109円)、および分配準備積立金(2,913,735,064円)より、分配対象収益は9,333,522,796円(1万口当たり4,642.78円)であり、うち40,206,625円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> | <p>(自2025年9月11日至2025年10月10日)</p> <p>第172計算期間末における費用控除後の配当等収益(184,646,815円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(819,873,430円)、収益調整金(6,089,779,509円)、および分配準備積立金(3,394,262,590円)より、分配対象収益は10,488,562,344円(1万口当たり5,552.00円)であり、うち37,783,025円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> |

(金融商品に関する注記)

・金融商品の状況に関する事項

| 項 目 | 特定29期 自 2025年4月11日 至 2025年10月10日 |
|------------------------|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。 |
| 2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | <p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> | <p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p> |
|--------------------------|--|

・金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 特定29期 (2025年10月10日現在) |
|----------------------------|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | <p>(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p> |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定28期（自 2024年10月11日 至 2025年4月10日）

| 種 類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----------|---------------------|
| 投資信託受益証券 | 1,398,030,353円 |
| 親投資信託受益証券 | 219円 |
| 合計 | 1,398,030,134円 |

特定29期（自 2025年4月11日 至 2025年10月10日）

| 種 類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----------|---------------------|
| 投資信託受益証券 | 829,338,743円 |
| 親投資信託受益証券 | 176円 |
| 合計 | 829,338,919円 |

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

| 特定29期 自 2025年4月11日 至 2025年10月10日 |
|--|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。 |

（その他の注記）

| 項 目 | 特定28期 (2025年4月10日現在) | 特定29期 (2025年10月10日現在) |
|-----------|-------------------------|--------------------------|
| 期首元本額 | 21,979,439,459円 | 20,103,312,824円 |
| 期中追加設定元本額 | 104,800,323円 | 965,829,583円 |
| 期中一部解約元本額 | 1,980,926,958円 | 2,177,629,492円 |

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

（単位：円）

| 種 類 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|-----------|--|----------------|----------------|----|
| 投資信託受益証券 | Japan Value Equity Concentrated Fund BRL Class | 13,505,172,647 | 13,306,646,609 | |
| | 投資信託受益証券 小計 | | 13,306,646,609 | |
| 親投資信託受益証券 | キャッシュ・マネジメント・マザーファンド | 438,760 | 446,877 | |
| | 親投資信託受益証券 小計 | | 446,877 | |
| 合 計 | | | 13,307,093,486 | |

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【日本株厳選ファンド・米ドルコース】

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 円)

| | 特定24期 (2025年 4月10日現在) | 特定25期 (2025年10月10日現在) |
|------------------|----------------------------|----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 1,451,632 | 2,716,891 |
| コール・ローン | 365,492,731 | 319,319,320 |
| 投資信託受益証券 | 10,713,849,431 | 13,974,157,564 |
| 親投資信託受益証券 | 199,882 | 200,334 |
| 未収入金 | 19,166,607 | 23,020,200 |
| 流動資産合計 | 11,100,160,283 | 14,319,414,309 |
| 資産合計 | 11,100,160,283 | 14,319,414,309 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 55,742,544 | 51,306,503 |
| 未払解約金 | 46,680,948 | 32,174,126 |
| 未払受託者報酬 | 289,323 | 308,532 |
| 未払委託者報酬 | 16,202,352 | 17,278,240 |
| その他未払費用 | 327,452 | 316,212 |
| 流動負債合計 | 119,242,619 | 101,383,613 |
| 負債合計 | 119,242,619 | 101,383,613 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 9,290,424,026 | 8,551,083,988 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金 () | 1,690,493,638 | 5,666,946,708 |
| (分配準備積立金) | 6,106,863,819 | 6,914,604,678 |
| 元本等合計 | 10,980,917,664 | 14,218,030,696 |
| 純資産合計 | 10,980,917,664 | 14,218,030,696 |
| 負債純資産合計 | 11,100,160,283 | 14,319,414,309 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

| | 特定24期 自 2024年10月11日 至 2025年 4月10日 | 特定25期 自 2025年 4月11日 至 2025年10月10日 |
|--|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 443,080,154 | 1,575,167,942 |
| 受取利息 | 449,913 | 642,891 |
| 有価証券売買等損益 | 1,510,339,886 | 3,146,618,871 |
| 営業収益合計 | 1,066,809,819 | 4,722,429,704 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 1,819,681 | 1,757,201 |
| 委託者報酬 | 101,904,518 | 98,405,729 |
| その他費用 | 327,452 | 316,212 |
| 営業費用合計 | 104,051,651 | 100,479,142 |
| 営業利益又は営業損失 () | 1,170,861,470 | 4,621,950,562 |
| 経常利益又は経常損失 () | 1,170,861,470 | 4,621,950,562 |
| 当期純利益又は当期純損失 () | 1,170,861,470 | 4,621,950,562 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 () | 13,636,134 | 22,740,235 |
| 期首剰余金又は期首欠損金 () | 3,642,876,653 | 1,690,493,638 |

| | 特定24期 | 特定25期 |
|-------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| | 自 2024年10月11日 至 2025年 4月10日 | 自 2025年 4月11日 至 2025年10月10日 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 35,189,193 | 66,884,835 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | - | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 35,189,193 | 66,884,835 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 480,826,049 | 369,287,036 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 480,826,049 | 369,287,036 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | - |
| 分配金 | 349,520,823 | 320,355,056 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 1,690,493,638 | 5,666,946,708 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

| 項 目 | 特定25期 |
|--------------------|--|
| | 自 2025年4月11日 至 2025年10月10日 |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p> |

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

| 項 目 | 特定24期 | 特定25期 |
|-----------------------|---|---|
| | (2025年4月10日現在) | (2025年10月10日現在) |
| 1. 当特定期間の末日における受益権の総数 | 9,290,424,026口 | 8,551,083,988口 |
| 2. 1単位当たり純資産の額 | 1口当たり純資産額 1.1820円 (1万口当たりの純資産額11,820円) | 1口当たり純資産額 1.6627円 (1万口当たりの純資産額16,627円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項目 | 特定24期 自 2024年10月11日 至 2025年4月10日 | 特定25期 自 2025年4月11日 至 2025年10月10日 |
|----------|---|---|
| 分配金の計算過程 | (自2024年10月11日至2024年11月11日) 第136計算期間末における費用控除後の配当等収益(81,072,497円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(4,672,958,684円)、および分配準備積立金(6,797,203,094円)より、分配対象収益は11,551,234,275円(1万口当たり11,244.30円)であり、うち61,637,832円(1万口当たり60円)を分配金額としております。 | (自2025年4月11日至2025年5月12日) 第142計算期間末における費用控除後の配当等収益(64,885,170円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(4,298,338,216円)、および分配準備積立金(6,076,572,465円)より、分配対象収益は10,439,795,851円(1万口当たり11,252.39円)であり、うち55,667,090円(1万口当たり60円)を分配金額としております。 |
| | (自2024年11月12日至2024年12月10日) 第137計算期間末における費用控除後の配当等収益(67,197,701円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(4,507,864,010円)、および分配準備積立金(6,553,781,874円)より、分配対象収益は11,128,843,585円(1万口当たり11,252.24円)であり、うち59,342,021円(1万口当たり60円)を分配金額としております。 | (自2025年5月13日至2025年6月10日) 第143計算期間末における費用控除後の配当等収益(59,550,140円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(4,272,798,679円)、および分配準備積立金(6,018,239,357円)より、分配対象収益は10,350,588,176円(1万口当たり11,257.22円)であり、うち55,167,738円(1万口当たり60円)を分配金額としております。 |
| | (自2024年12月11日至2025年1月10日) 第138計算期間末における費用控除後の配当等収益(67,700,516円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(4,471,675,212円)、および分配準備積立金(6,474,586,152円)より、分配対象収益は11,013,961,880円(1万口当たり11,261.48円)であり、うち58,681,271円(1万口当たり60円)を分配金額としております。 | (自2025年6月11日至2025年7月10日) 第144計算期間末における費用控除後の配当等収益(61,162,080円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(4,174,208,978円)、および分配準備積立金(5,834,905,924円)より、分配対象収益は10,070,276,982円(1万口当たり11,265.69円)であり、うち53,633,327円(1万口当たり60円)を分配金額としております。 |
| | (自2025年1月11日至2025年2月10日) 第139計算期間末における費用控除後の配当等収益(50,363,288円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(4,382,419,494円)、および分配準備積立金(6,324,152,130円)より、分配対象収益は10,756,934,912円(1万口当たり11,254.17円)であり、うち57,349,079円(1万口当たり60円)を分配金額としております。 | (自2025年7月11日至2025年8月12日) 第145計算期間末における費用控除後の配当等収益(61,147,391円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(90,046,759円)、収益調整金(4,109,226,642円)、および分配準備積立金(5,719,265,296円)より、分配対象収益は9,979,686,088円(1万口当たり11,378.08円)であり、うち52,625,868円(1万口当たり60円)を分配金額としております。 |

| | |
|--|--|
| <p>(自2025年2月11日至2025年3月10日)</p> <p>第140計算期間末における費用控除後の配当等収益(51,923,701円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(4,350,878,285円)、および分配準備積立金(6,240,313,356円)より、分配対象収益は10,643,115,342円(1万口当たり11,249.05円)であり、うち56,768,076円(1万口当たり60円)を分配金額としております。</p> | <p>(自2025年8月13日至2025年9月10日)</p> <p>第146計算期間末における費用控除後の配当等収益(825,687,686円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(4,075,462,697円)、および分配準備積立金(5,725,893,203円)より、分配対象収益は10,627,043,586円(1万口当たり12,272.70円)であり、うち51,954,530円(1万口当たり60円)を分配金額としております。</p> |
| <p>(自2025年3月11日至2025年4月10日)</p> <p>第141計算期間末における費用控除後の配当等収益(49,568,624円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(4,282,068,392円)、および分配準備積立金(6,113,037,739円)より、分配対象収益は10,444,674,755円(1万口当たり11,242.41円)であり、うち55,742,544円(1万口当たり60円)を分配金額としております。</p> | <p>(自2025年9月11日至2025年10月10日)</p> <p>第147計算期間末における費用控除後の配当等収益(463,444,678円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(104,701,047円)、収益調整金(4,045,591,054円)、および分配準備積立金(6,397,765,456円)より、分配対象収益は11,011,502,235円(1万口当たり12,877.32円)であり、うち51,306,503円(1万口当たり60円)を分配金額としております。</p> |

(金融商品に関する注記)

・金融商品の状況に関する事項

| 項 目 | 特定25期 自 2025年4月11日 至 2025年10月10日 |
|------------------------|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。 |
| 2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | <p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> | <p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド(外部ファンド)を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p> |
|--------------------------|--|

・金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 特定25期 (2025年10月10日現在) |
|----------------------------|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | <p>(1) 有価証券(投資信託受益証券、親投資信託受益証券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p> |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

特定24期(自 2024年10月11日 至 2025年4月10日)

| 種 類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----------|---------------------|
| 投資信託受益証券 | 1,107,882,453円 |
| 親投資信託受益証券 | 98円 |
| 合計 | 1,107,882,355円 |

特定25期（自 2025年4月11日 至 2025年10月10日）

| 種 類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|-----------|---------------------|
| 投資信託受益証券 | 375,719,017円 |
| 親投資信託受益証券 | 78円 |
| 合計 | 375,719,095円 |

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

| 特定25期 自 2025年4月11日 至 2025年10月10日 |
|--|
| 市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。 |

（その他の注記）

| 項 目 | 特定24期 (2025年4月10日現在) | 特定25期 (2025年10月10日現在) |
|-----------|-------------------------|--------------------------|
| | 期首元本額 | 10,553,464,185円 |
| 期中追加設定元本額 | 101,405,388円 | 160,381,230円 |
| 期中一部解約元本額 | 1,364,445,547円 | 899,721,268円 |

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

（単位：円）

| 種 類 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|-----------|--|----------------|----------------|----|
| 投資信託受益証券 | Japan Value Equity Concentrated Fund USD Class | 13,186,899,655 | 13,974,157,564 | |
| | 投資信託受益証券 小計 | | 13,974,157,564 | |
| 親投資信託受益証券 | キャッシュ・マネジメント・マザーファンド | 196,696 | 200,334 | |
| | 親投資信託受益証券 小計 | | 200,334 | |
| 合 計 | | | 13,974,357,898 | |

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

日本株厳選ファンド・円コース

2025年10月31日現在

| | |
|----------------|-----------------|
| 資産総額 | 39,946,313,496円 |
| 負債総額 | 210,275,990円 |
| 純資産総額(-) | 39,736,037,506円 |
| 発行済口数 | 43,424,593,957口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 0.9151円 |
| (1万口当たり純資産額) | (9,151円) |

日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース

2025年10月31日現在

| | |
|----------------|-----------------|
| 資産総額 | 13,580,113,435円 |
| 負債総額 | 35,564,096円 |
| 純資産総額(-) | 13,544,549,339円 |
| 発行済口数 | 18,948,952,948口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 0.7148円 |
| (1万口当たり純資産額) | (7,148円) |

日本株厳選ファンド・米ドルコース

2025年10月31日現在

| | |
|----------------|-----------------|
| 資産総額 | 14,134,935,894円 |
| 負債総額 | 42,542,041円 |
| 純資産総額(-) | 14,092,393,853円 |
| 発行済口数 | 8,484,071,311口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.6610円 |
| (1万口当たり純資産額) | (16,610円) |

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

イ 資本金の額および株式数

| | |
|--------------|--------------|
| | 2026年1月30日現在 |
| 資本金の額 | 20億円 |
| 会社が発行する株式の総数 | 60,000,000株 |
| 発行済株式総数 | 33,870,060株 |

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

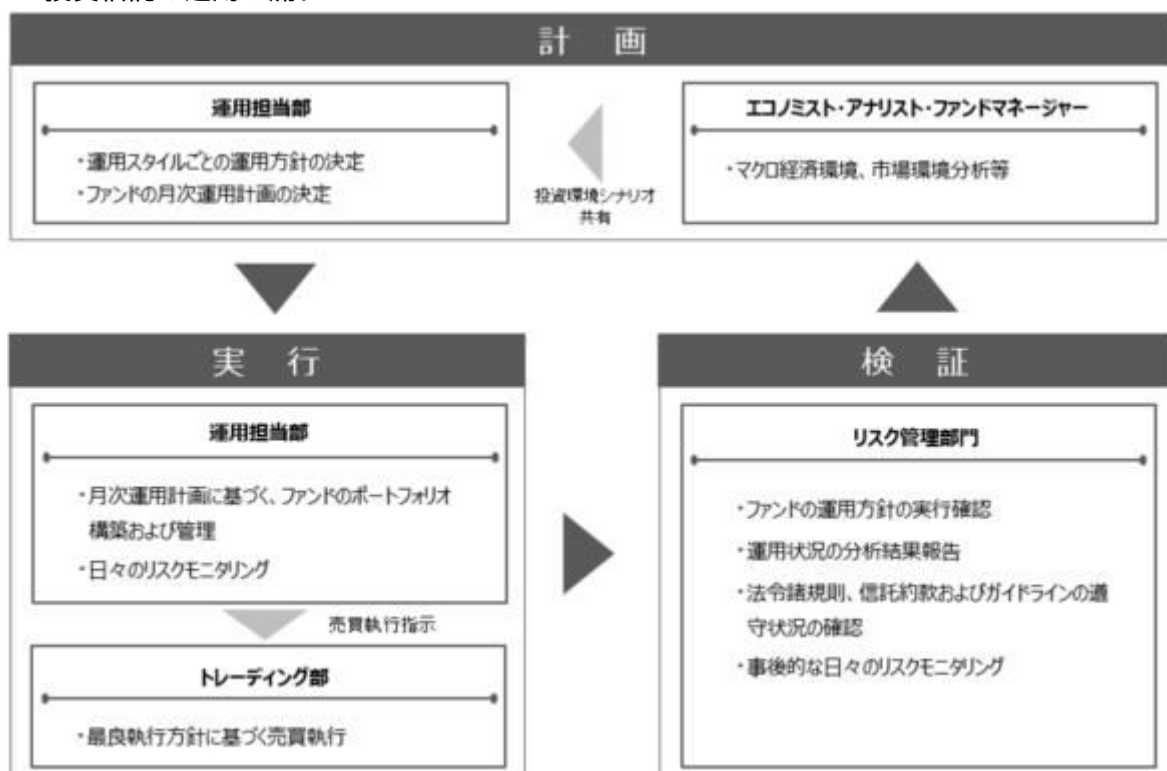
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

二 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2026年1月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(親投資信託は除きます)は、以下の通りです。

| | 本数(本) | 純資産総額(百万円) |
|------------|-------|------------|
| 追加型株式投資信託 | 652 | 16,212,765 |
| 単位型株式投資信託 | 67 | 610,096 |
| 追加型公社債投資信託 | 1 | 24,080 |
| 単位型公社債投資信託 | 108 | 151,083 |
| 合計 | 828 | 16,998,026 |

独立監査人の監査報告書

2025年12月17日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株厳選ファンド・米ドルコースの2025年4月11日から2025年10月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株厳選ファンド・米ドルコースの2025年10月10日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年12月17日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコースの2025年4月11日から2025年10月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコースの2025年10月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2025年12月17日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日本株厳選ファンド・円コースの2025年4月11日から2025年10月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本株厳選ファンド・円コースの2025年10月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)